

L A N型通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																				
<p>第1表 料金（附带サービスの料金は除きます。） 第1類 利用料金 第1 ～（略） 第3 第4 第4種サービスに関するもの 1 適用</p>	<p>第1表 料金（附带サービスの料金は除きます。） 第1類 利用料金 第1 ～（略） 第3 第4 第4種サービスに関するもの 1 適用</p>																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) L A N型通信網サービス区域の設定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 品目等に係る料金の適用</td> <td> <p>当社は、第4種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 通信の態様による細目 （ア）回線終端装置による区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 別</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 ～（略） タイプ4</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 次のいずれかの場合には、<u>契約者からの請求により回線終端装置を設置しない形態を選択することができます。</u> ただし、タイプ1のものであって、インタフェースによる区別が4 I 1 - 9 D 1 F (O T U 4) インタフェースのものについては、この限りではありません。</p> <p>(1) その契約者回線の終端の場所が収容L A N型通信網サービス取扱所内となるとき。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) L A N型通信網サービス区域の設定	(略)	(2) 品目等に係る料金の適用	<p>当社は、第4種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 通信の態様による細目 （ア）回線終端装置による区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 別</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 ～（略） タイプ4</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 次のいずれかの場合には、<u>契約者からの請求により回線終端装置を設置しない形態を選択することができます。</u> ただし、タイプ1のものであって、インタフェースによる区別が4 I 1 - 9 D 1 F (O T U 4) インタフェースのものについては、この限りではありません。</p> <p>(1) その契約者回線の終端の場所が収容L A N型通信網サービス取扱所内となるとき。</p>	区 別	内 容	タイプ1 ～（略） タイプ4	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) L A N型通信網サービス区域の設定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 品目等に係る料金の適用</td> <td> <p>当社は、第4種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 通信の態様による細目 （ア）回線終端装置による区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 別</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 ～（略） タイプ4</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 <u>契約者（保守の態様による細目がメニュー2に係る者を除きます。）は、次のいずれかの場合には、請求により回線終端装置を設置しない形態を選択することができます。</u> ただし、タイプ1のものであって、インタフェースによる区別が4 I 1 - 9 D 1 F (O T U 4) インタフェースのものについては、この限りではありません。</p> <p>(1) その契約者回線の終端の場所が収容L A N型通信網サービス取扱所内となるとき。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) L A N型通信網サービス区域の設定	(略)	(2) 品目等に係る料金の適用	<p>当社は、第4種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 通信の態様による細目 （ア）回線終端装置による区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 別</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 ～（略） タイプ4</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 <u>契約者（保守の態様による細目がメニュー2に係る者を除きます。）は、次のいずれかの場合には、請求により回線終端装置を設置しない形態を選択することができます。</u> ただし、タイプ1のものであって、インタフェースによる区別が4 I 1 - 9 D 1 F (O T U 4) インタフェースのものについては、この限りではありません。</p> <p>(1) その契約者回線の終端の場所が収容L A N型通信網サービス取扱所内となるとき。</p>	区 別	内 容	タイプ1 ～（略） タイプ4	(略)
区 分	内 容																				
(1) L A N型通信網サービス区域の設定	(略)																				
(2) 品目等に係る料金の適用	<p>当社は、第4種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 通信の態様による細目 （ア）回線終端装置による区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 別</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 ～（略） タイプ4</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 次のいずれかの場合には、<u>契約者からの請求により回線終端装置を設置しない形態を選択することができます。</u> ただし、タイプ1のものであって、インタフェースによる区別が4 I 1 - 9 D 1 F (O T U 4) インタフェースのものについては、この限りではありません。</p> <p>(1) その契約者回線の終端の場所が収容L A N型通信網サービス取扱所内となるとき。</p>	区 別	内 容	タイプ1 ～（略） タイプ4	(略)																
区 別	内 容																				
タイプ1 ～（略） タイプ4	(略)																				
区 分	内 容																				
(1) L A N型通信網サービス区域の設定	(略)																				
(2) 品目等に係る料金の適用	<p>当社は、第4種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 通信の態様による細目 （ア）回線終端装置による区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 別</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 ～（略） タイプ4</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 <u>契約者（保守の態様による細目がメニュー2に係る者を除きます。）は、次のいずれかの場合には、請求により回線終端装置を設置しない形態を選択することができます。</u> ただし、タイプ1のものであって、インタフェースによる区別が4 I 1 - 9 D 1 F (O T U 4) インタフェースのものについては、この限りではありません。</p> <p>(1) その契約者回線の終端の場所が収容L A N型通信網サービス取扱所内となるとき。</p>	区 別	内 容	タイプ1 ～（略） タイプ4	(略)																
区 別	内 容																				
タイプ1 ～（略） タイプ4	(略)																				

新旧対照

旧		新													
	<p>(2) <u>タイプ3及びタイプ4のものについて、その契約者が当社が別に定める者である等、当社の業務遂行上支障がないと当社が認めるとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(イ) インタフェースによる区別 (略)</p> <p>ウ 保守の態様による細目 (略)</p> <table border="1" data-bbox="432 592 1032 746"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1 ～ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>メニュー2のものについては、その契約者回線等の終端の場所が収容LAN型通信網サービス取扱所内となる場合であって、同一の都道府県の区域内における通信を行う場合に限り提供します。この場合において、契約者回線の終端に回線終端装置は設置しません。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	細目	内容	メニュー1 ～ (略)	(略)	メニュー2			<p>(2) <u>その契約者回線の終端の場所が収容LAN型通信網サービス取扱所外となる場合であって、その契約者が当社が別に定める者である等、当社の業務遂行上支障がないと当社が認めるとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>メニュー2のものについては契約者回線の終端に回線終端装置は設置しません。</u></p> <p>(イ) インタフェースによる区別 (略)</p> <p>ウ 保守の態様による細目 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1406 592 2007 746"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1 ～ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>メニュー2のものについては、その契約者回線の終端の場所が収容LAN型通信網サービス取扱所内となる場合であって、同一の都道府県の区域内における通信を行う場合に限り提供します。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	細目	内容	メニュー1 ～ (略)	(略)	メニュー2	
細目	内容														
メニュー1 ～ (略)	(略)														
メニュー2															
細目	内容														
メニュー1 ～ (略)	(略)														
メニュー2															
<p>(3) ～ (略)</p> <p>(11)</p>	<p>(略)</p>	<p>(3) ～ (略)</p> <p>(11)</p>	<p>(略)</p>												
		<p>附 則 (令和8年2月26日企管第155500000862号)</p> <p>この改正規定は、令和8年3月1日から実施します。</p>													